

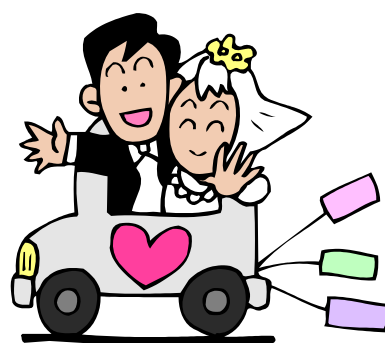
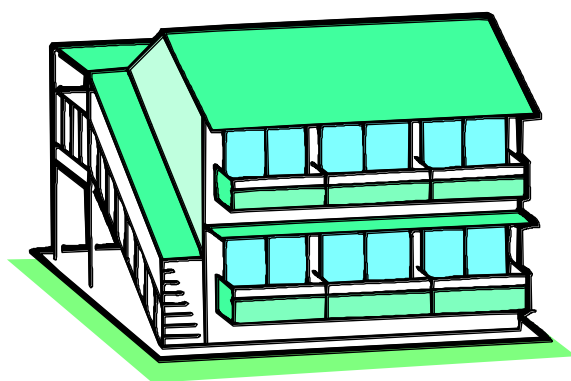
新婚さんの新しいスタートを応援します！

ふるさと加西観光大使



新婚世帯向け家賃補助制度のご案内

みどり豊かな加西市で
新しい生活をはじめよう！



平成25年4月1日

平成31年4月1日改正

加 西 市

加西市新婚世帯向け家賃補助制度

制度の目的

新婚世帯の加西市内への定住を促進し、活力あるまちづくりを図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯等に対して家賃の一部を補助します。

補助金の受給要件（全ての項目に当てはまる新婚世帯が対象です）

- 平成25年4月1日以降に、新たに加西市内の民間賃貸住宅と契約後に転居し、継続して居住されており、かつ住民基本台帳に記載されている方で2親等以上の親族が同居していない方。
- 婚姻届出日より3年以内の申請で、夫婦の満年齢の合計が80歳以下の新婚夫婦世帯であること。（再婚を含む。）
- 前年の世帯総収入金額（主たる収入者の前年の総収入金額に他の収入者の前年の総収入金額の2分の1を加えた額）が670万円以下であること。
〔または、前年の世帯総所得金額（主たる収入者の前年の総所得金額に他の収入者の前年の総所得金額の2分の1を加えた額）が483万円以下であること。〕
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- 市税、家賃等を滞納していないこと。
- 過去にこの制度による補助を受けていないこと。

対象となる民間賃貸住宅

新婚世帯の世帯主と住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した自己の居住用に供する住宅

対象とならない賃貸住宅

- 市営・県営住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅
- 借上公共賃貸住宅
- 申請者の3親等以内の親族が所有している住宅及び賃貸住宅

補助対象となる家賃

民間賃貸住宅の月額賃料(共益費、駐車場使用料等住宅の賃貸料と認められないものを除く)から住宅手当を差し引いた金額(以下、「実質家賃負担額」とよぶ)

補助金の月額

補助金の月額は12,000円を限度とします。ただし、実質家賃負担額が補助金額以下の場合は実質家賃負担額となります。

補助金交付期間および交付時期と方法

- 交付期間 認定の日の属する月から補助金交付事由が消滅した日の属する月の前月までとし、最長36ヶ月です。
- 交付時期 <4～9月分>
⇒10月に請求書を提出。11月に交付します。
<10～3月分>
⇒4月に請求書を提出。5月に交付します。
- 交付方法 口座振込みです。

申込から補助金の振込みまでの流れ

- ① 申請書類を提出してください。

提出書類（チェックをして確認しましょう）

- 加西市新婚世帯向け家賃補助受給資格認定申請書（様式第1号）
- 加西市新婚世帯向け家賃補助金口座振替申出書（様式第2号）
- 加西市新婚世帯向け家賃補助金住宅手当支給証明書（様式第2-2号）
- ※戸籍謄本
- ※新婚夫婦及び同居者の住民票
- ※新婚夫婦及び同居者の前年分の所得証明書
- ※新婚夫婦及び同居者の納税証明書（または完納証明書）
- 住宅賃貸借契約書の写し

注) 個人情報等の取得に同意いただける場合は、上記※の書類が不要になる場合があります。（本籍地や前年の居住地が加西市外の場合は、それぞれの市町村で書類を取得してください）

- ② 受給資格を審査して、認定の可否を決定します。
③ 家賃補助受給資格認定通知を送付します。

（次からは認定された方の手続きとなります）

- ④ 家賃補助金の請求は、毎年10月と4月の年2回です。

提出書類

- 加西市新婚世帯向け家賃補助金請求書（様式第4号）
- 家賃領収書の写し

- ⑤ 家賃補助金を口座振込みいたします。振込は11月、5月の年2回です。
⑥ 次年度も継続する方は毎年7月末日までに、認定継続の書類を提出してください。

提出書類

- 加西市新婚世帯向け家賃補助継続受給資格認定申請書（様式第1-2号）
- ※新婚夫婦及び同居者の住民票
- ※新婚夫婦及び同居者の前年分の所得証明書
- ※新婚夫婦及び同居者の納税証明書（または完納証明書）

注) 個人情報等の取得に同意いただける場合は、上記※の書類が不要になる場合があります。（本籍地や前年の居住地が加西市外の場合は、それぞれの市町村で書類を取得してください）

資格の喪失

以下の場合、速やかに様式第5号を提出してください。

- 世帯の総収入金額が2年連続670万円を超えたとき。
- 新婚夫婦の合計年齢が81歳以上になったとき。
- 夫婦が離婚したとき。
- 夫婦が市外に転出したとき。
- 夫婦の双方又は一方が死亡したとき。（一方が死亡した場合において、同居している子がある場合を除く。）
- 夫婦が民間賃貸住宅を退居したとき。

補助の取消し及び返還

- 虚偽、その他不正な手段により、当該補助の交付又は交付決定を受けたとき。
- 当該補助を目的外に使用したとき
- 要綱に違反したとき。

申請内容の変更について

申請内容に変更が生じた場合は様式第6号と、変更内容を証明する書類（住民票・戸籍謄本など）を提出してください。

申し込み方法

申請書は市役所4階産業振興課の窓口で配布しています。

また、加西市ホームページからもダウンロードできます。

月～金曜日の8：30～17：15（祝祭日は除く）、申請書に必要書類を添えて産業振興課窓口へご本人または同居の方がご持参ください。

郵送での受付は認めておりません。また、書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。

内容についてご不明な点がございましたら、下記問合せ先までお問い合わせください。



花・ゆめ・根日女

<お問合せ先>

加西市地域振興部産業振興課

〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 番地

TEL：0790-42-8740 FAX：0790-43-1802

E-mail：sangyo@city.kasai.lg.jp